

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ（お知らせ）

1 令和2年4月1日（令和2年4月施術分）から **受領委任制度に参加します**

香川県後期高齢者医療広域連合、高松市（国民健康保険）は、令和2年4月1日（令和2年4月施術分）から、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」の取扱いを開始します。

受領委任の取扱い希望の方は、国の地方厚生（支）局で手続き（申請（申出））を必ずお願いします。 ※手続済みの方を除く

受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、地方厚生（支）局へ、お早めに受領委任の取扱いの申出（書類提出）をお願いします。

※具体的な手続きは、地方厚生（支）局のウェブページで掲示しています。施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局のウェブページをご確認願います。

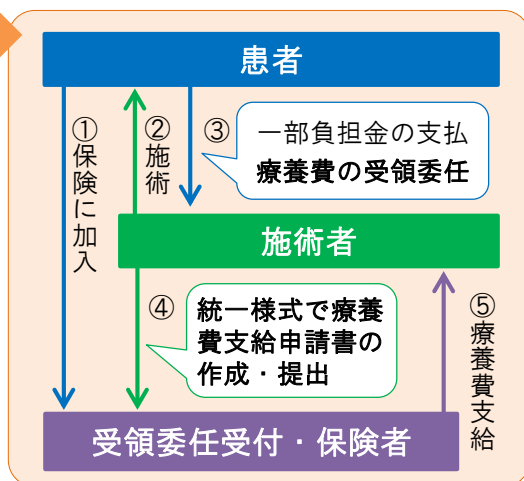
ご注意ください、現行の「代理受領の取扱い」の中止

香川県後期高齢者医療広域連合、高松市（国民健康保険）では、受領委任制度への参加に伴い、**令和2年4月1日以降の施術から、現行の「代理受領の取扱い」を中止します。また、支給申請書は、国指定の様式でご提出願います。（窓口はこれまでと変わりません。）**

受領委任の上記の申出手続きのない施術所等からのはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧についての施術にかかる療養費の申請は、原則「償還払い」（被保険者への直接払い）での取扱いになります。ご注意ください。

2 受領委任制度の仕組み

- 「受領委任」とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。この取扱いは、これまででも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われていましたが、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化されました。
- 「受領委任の取扱い」とは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期は、保険者等により異なります。制度に参加する保険者等は、参加の1か月前までに厚生労働省ウェブページに掲載します。



【参考】厚生労働省等ウェブページ

▼四国厚生支局ウェブページ（指導監査課 ☎ 087-851-9593）（※受領委任の取扱い申出手続き、支給申請様式等に関すること）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/iryo_shido/ahaki.html（〒760-0019 高松市サポート3番33号 高松サポート合同庁舎）

▼香川県後期高齢者医療広域連合ウェブページ（事業課 ☎ 087-811-1866）（※受領委任の療養費の支給に関すること）
「香川県後期高齢者広域連合」で検索（<http://kagawa-kouiki.jp/>）（〒760-0066 高松市福岡町二丁目3-2）

▼通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/dl/180612-01.pdf>

※香川県内の各市町国民健康保険に関する広報等は、各市町のウェブページ等でご覧ください。